

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、児童扶養手当給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県光市長

## 公表日

平成29年9月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当給付事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、受給資格者・配偶者・扶養義務者の管理を行い、児童扶養手当を支給する。 この業務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当の認定請求の受理、審査 ・児童扶養手当の認定請求の受理、審査審査結果に係る請求者等への通知 ・各種請求、届出の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知
③システムの名称	・児童福祉システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・別表第1の37の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号 ・別表第2の第57項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(主務省令)第31条 (情報提供) ・別表第2の第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項及び第116項 ・主務省令第12条、第19条、第35条、第36条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子ども家庭課
②所属長	子ども家庭課長 西村 功
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3005

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

